

「こうべ女性活躍推進企業認定」制度の新設について

1 趣旨

平成15年度より、ワーク・ライフ・バランスの実現や女性の登用に積極的に取り組む市内の事業所を表彰してきた「こうべ男女いきいき事業所表彰制度」について、市内企業の取り組みをより実効的に促進するため、見直しを行い、兵庫県と共に新たな企業認定制度を立ち上げる。

新しい企業認定制度は、企業が自己診断により、現状を数値化・見える化し、課題や今後の取り組むべき方向性等を確認するとともに、一定の基準に達した企業を認定し、女性が活躍する職場づくりに積極的に取り組む企業として広くPRすることで、更なる気運醸成やステップアップを後押しするものとする。

2 背景

- ・令和4年4月から、女性活躍に係る計画策定義務が従業員101人以上の事業者に拡大（対象企業の約99%が計画策定済だが、具体的な取組推進に悩む企業も多い）
- ・市内企業の大半を占める従業員100人以下の中小企業も、女性活躍推進が課題

3 実施概要

- (1) 認定対象 神戸市内に本社または主たる事業所を置く企業等
- (2) 認定項目 4つの柱・20項目
 - ①取組姿勢（方針の明示や職場の状況把握等）
 - ②キャリア形成支援（研修の実施、メンター制度や個別面談の導入等）
 - ③女性の活躍推進（管理職割合、採用比率等）
 - ④女性の定着促進（勤続年数、賃金格差、時間外労働、多様な働き方等）
- (3) 認定要件 全項目の7割（14項目）以上を達成
- (4) 認定期間 3年（認定日から認定後3年を経た日の属する年度末まで）
- (5) 認定企業への支援 認定マークの使用、入札資格の加点、大学生への紹介、合同企業説明会への優先参加、県市ホームページへの掲載 等
- (6) 県との分担 神戸市内の企業分の受付・審査を神戸市が行う。

4 スケジュール

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 11月18日 | 公表・募集開始 |
| 11～1月 | 企業・団体への働きかけ
(募集期間 令和5年1月20日まで) |
| 2月 | 審査・認定決裁 |
| 3月 | 認定企業の公表 |

ロゴマーク



ミモザは「国際女性デー(3/8)」のシンボルであることから、ミモザ企業とネーミング

認定項目（4つの柱・20項目）

柱	項目	取り組み内容、取り組み例
企業の 取組姿勢	① 女性活躍に向けた取組方針の 従業員への明示	・HP や社内報に取組方針や取組計画を掲載 ・企業HP内に女性活躍専用ページを設置
	② 職場の状況把握、課題分析・ 対応等	・従業員アンケートの実施 ・課題分析や課題解決に向けた話合いの場を設定
	③ トップの行動宣言	兵庫県「わたしからアクション宣言」の実施
キャリア 形成支援	④ 女性活躍に関する研修実施、 外部研修への参加	・女性従業員向けのキャリア形成研修を実施 ・外部セミナー(女性活躍、アンコンシャスバイアス、D&I 等)に女性従業員が参加
	⑤ 女性の昇進に向けた取組	・メンター制度の導入 ・ロールモデルを HP 等で紹介、発信
	⑥ 希望する働き方応援	・個別面談で従業員のキャリアデザイン等を確認 ・働き方に関する従業員の声を制度化
女性の 登用促進	⑦ 管理職(部長・課長級相当職) に占める女性割合	過去3年間の平均が基準値以上
	⑧ 係長職に占める女性割合	過去3年間の平均が基準値以上
	⑨ 女性(正規雇用)の採用比率 又は女性の配置	過去3年間で女性採用比率(正規雇用)が増加、又はこれ まで女性が少なかった職場・職種に女性を配置
	⑩ 女性登用等に関する取組を社 内外に開示	・HP や社内報などに、女性登用率や採用比率を掲載 ・女性登用率の目標値や達成状況を社内外に開示等
女性の 定着促進	⑪ 女性(正規)の平均勤続年数	前年度の平均勤続年数が基準値以上
	⑫ 賃金格差(平均賃金の割合)	前年度の男性の平均賃金に対する女性平均賃金の割合 が基準値以上
	⑬ 非正規から正規への転換	過去3年間に非正規から正規に転換した女性従業員が いる
	⑭ 新卒者の職場定着に向けた 取組	・管理職による面談を定期的(週1回等)に実施 ・人材育成方針や教育訓練計画の作成
	⑮ 希望職種・勤務地での配置	過去3年間に、本人の希望に応じ、職務や勤務地を限定 した従業員がいる
	⑯ 多様な働き方の実現	過去3年間でテレワークや在宅勤務、フレックスタイム 等、多様な働き方を実現した従業員がいる
	⑰ 時間外労働(正規従業員)	前年度の正規従業員の法定時間外労働が月平均 45 時 間未満
	⑱ 子育てや介護等のための休 暇・休業制度の利用	過去3年間に、子育てや介護、ボランティアのための休 暇・休業制度を利用した女性従業員がいる
	⑲ 男性の育児休暇取得	直近年度における男性育休取得率が基準値以上
	⑳ 環境整備・経費援助	・事業所内に保育所や託児スペースを設置 ・男女別の更衣室を設置 ・出産、育児、介護に要する経費の援助 ・不妊治療に要する経費の援助

*基準値は直近の国または県平均